

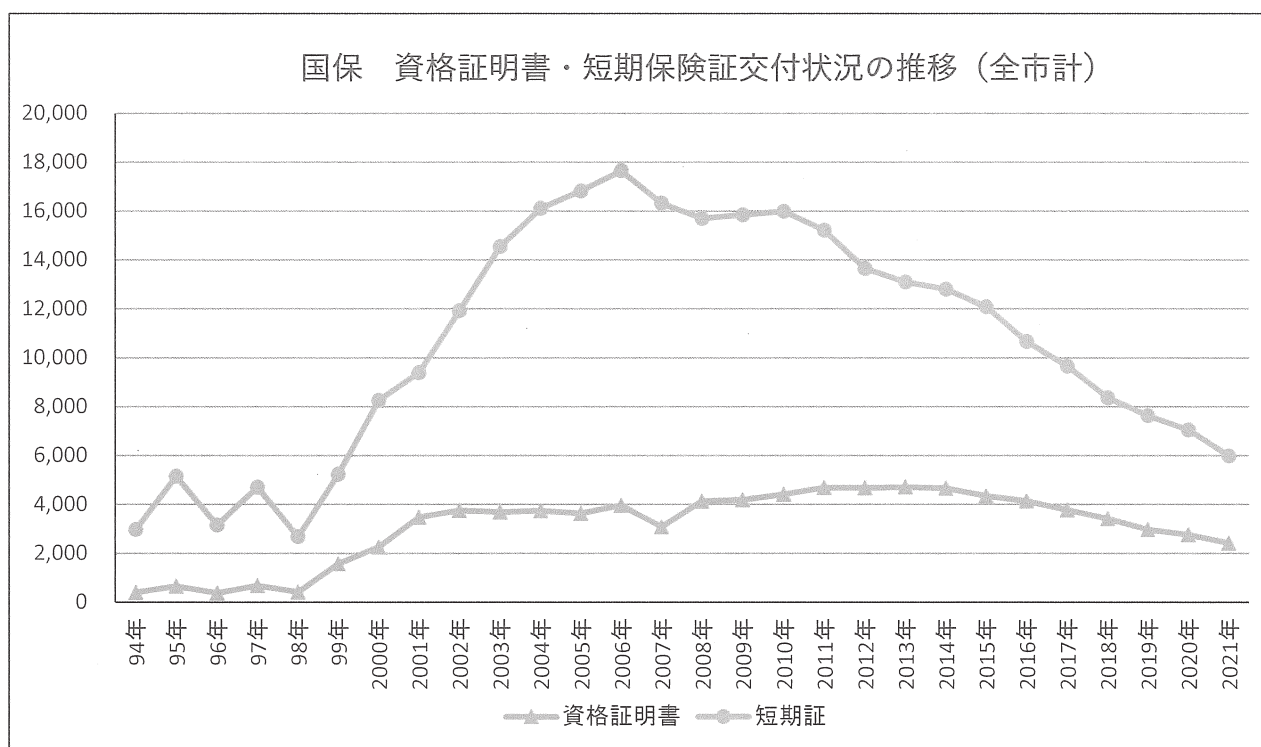
京都市国民健康保険における被保険者資格証明書等の交付状況

2021年3月1日現在

	被保険者世帯数	資格証明書		短期証		被保険者証未更新	
		交付件数	世帯比%	交付件数	世帯比%	未更新件数	世帯比%
北区	15,665	121	0.77	325	2.07	298	1.90
上京区	11,892	122	1.03	328	2.76	312	2.62
左京区	24,689	167	0.68	483	1.96	615	2.49
中京区	14,864	125	0.84	305	2.05	276	1.86
東山区	6,308	101	1.60	183	2.90	150	2.38
山科区	18,965	265	1.40	820	4.32	308	1.62
下京区	11,280	130	1.15	443	3.93	285	2.53
南区	13,670	238	1.74	505	3.69	244	1.78
右京区	26,038	427	1.64	688	2.64	390	1.50
京北出張所	881	8	0.91	4	0.45	0	0.00
西京区	11,491	138	1.20	288	2.51	161	1.40
洛西支所	7,427	33	0.44	150	2.02	46	0.62
伏見区	22,337	296	1.33	1,013	4.54	356	1.59
深草支所	9,350	141	1.51	219	2.34	219	2.34
醍醐支所	7,663	108	1.41	239	3.12	105	1.37
全市計	202,520	2,420	1.19	5,993	2.96	3,765	1.86

被保険者世帯数は2021年2月末現在

保健福祉局資料より作成



国民健康保険における京都府への納付金と保険料率（推移）

各年京都府・京都市資料より作成

	被保険者数 世帯数	府 納付金			府 標準保険料率			京都市 保険料率		
		総額 (百万円)	一人あたり (円)		医療分	後期高齢分	介護分	医療分	後期高齢分	介護分
2018年度	319,000	37,533	118,502	平等割 (円)	16,758	6,310	5,134	16,490	6,000	4,750
	211,000 (予算時)			均等割 (円)	24,270	9,138	10,212	24,360	8,870	9,410
				所得割 (%)	7.20	2.75	2.49	7.56	2.83	2.53
2019年度	304,000	39,711	132,001	平等割 (円)	18,924	6,403	6,037	16,490	6,000	4,750
	206,000 (予算時)			均等割 (円)	27,939	9,453	11,708	24,360	8,870	9,410
				所得割 (%)	8.21	2.83	2.86	7.56	2.83	2.53
2020年度	299,000	37,004	126,307	平等割 (円)	18,168	6,398	5,770	16,490	6,000	4,750
	203,000 (予算時)			均等割 (円)	25,480	9,495	11,507	24,360	8,870	9,410
				所得割 (%)	7.29	2.81	2.80	7.56	2.83	2.53
2021年度	294,000	35,165	120,507	平等割 (円)	15,471	6,397	5,807	16,490	6,000	4,750
	201,000 (予算時)			均等割 (円)	23,065	9,537	11,644	24,360	8,870	9,410
				所得割 (%)	6.58	2.82	2.82	7.56	2.83	2.53

解説

※ 国保の保険者は各市町村ですが、府県ごとにその府県内の各市町村が納付金（保険料）を納め、その上で、保険給付に必要な給付額が府県から支給される仕組みに変わっています。保険者の機能を府県に移し、各市町村の一般会計繰入金を減らすよう誘導し、各市町村の保険料を「高揃え」しようとするものです。しかし、市町村の独自性を守ろうとする世論もあり、京都市では、納付金総額は請求通りとしても、現段階では、保険料は、府の示す標準保険料率ではなく、市独自の料率にしています。国と府は、統一保険料率をめざし、将来は、協会けんぽや組合健保との一体化をめざしています。大企業が事業主負担を免れたいとの思惑から推進している方向です。

平等割 (世帯割)	世帯にかかるもので、その世帯の被保険者数にかかわらず、どの世帯も同額、定額です。
均等割	被保険者一人あたりの保険料で、均等割×その世帯の被保険者数です。
所得割	所得割基礎額（所得金額－33万円）×料率です。

こういった数字は、その年度に予測される保険給付費総額から平等割15%、均等割35%、所得割50%と決めた上で、世帯数や被保険者数、所得から逆算で按分していき、表のような料率を決めることになります。

※ 平等割・均等割は所得に無関係ですから応益負担、所得割は能力に応じた負担ですから応能割と呼んでいます。応益割の割合が高くなれば、相対的に低所得世帯ほど負担割合が高くなることになります。保険料の減額は、平等割と均等割の、7割とか5割等を減額します。均等割は子どもに対しては適用すべきでないとの運動が広がり、非適用としている自治体もあります。京都市はこの流れに背を向けています。

※ 介護分は40～64歳の被保険者の介護保険料と一緒に集めます。後期高齢分というのは、後期高齢者保険に、職域も含め各保険から「支援金」を出し合う（本来は国が出すべき）もので、国保全体から総額を拠出すればいいのですが、「あなたの保険料が後期高齢者保険への支援に充てられています」と、国民間の分断を煽る意図もあって、わざわざ明記しているものです。

国保 一般会計繰入金の内訳（2019 年度決算）

科目		金額	合計
基盤安定繰入	保険基盤安定	(保険税軽減分)	6,001,520,575
		(保険者支援分)	3,030,262,329
			9,031,782,904
給付費等繰入	職員給与費等		2,955,753,328
	出産育児一時金等		293,448,000
	財政安定化支援事業		1,880,700,000
	その他		3,082,605,685
			8,212,507,013
			17,244,289,917

解説

1. 一般会計からの繰入は、上の表のような要素から構成されています。上の2行の「保険基盤安定」は法律で定められており「法定繰入」とも呼ばれています。

(1)「保険料軽減分」は、世帯割+均等割=応益分を7：5：2割ずつ、各減額分に充てます。府3/4、市1/4の負担です。

(2)「保険者支援分」は、低所得被保険者の割合等に応じて、保険料全体の軽減策に充てるもので、国1/2、府・市1/4ずつの負担です。(1)・(2)とも、市の負担は一般会計からの繰入ですが、交付税で措置されているという市の説明です。

2. 下の4行は、「法定外繰入」(=財政支援分)、または、保険給付費に充てられることから「給付費等繰入」が通称です。法定外とはいえ国の通達が根拠になっています。

① 「職員給与費等」…人件費や事務費に充てられます。市の一般会計からの繰入ですが、これも交付税措置されています。

② 「出産育児一時金等」…2/3を市の一般会計から、1/3を保険料で充てています。2/3の一部は交付税措置されています。

③ 「財政安定化支援事業」…低所得・高齢者の被保険者の割合に応じて、各保険者(市町村)、つまり市からの一般会計から繰り入れるように、ただし交付税で応援しますと、国が言っているものです。

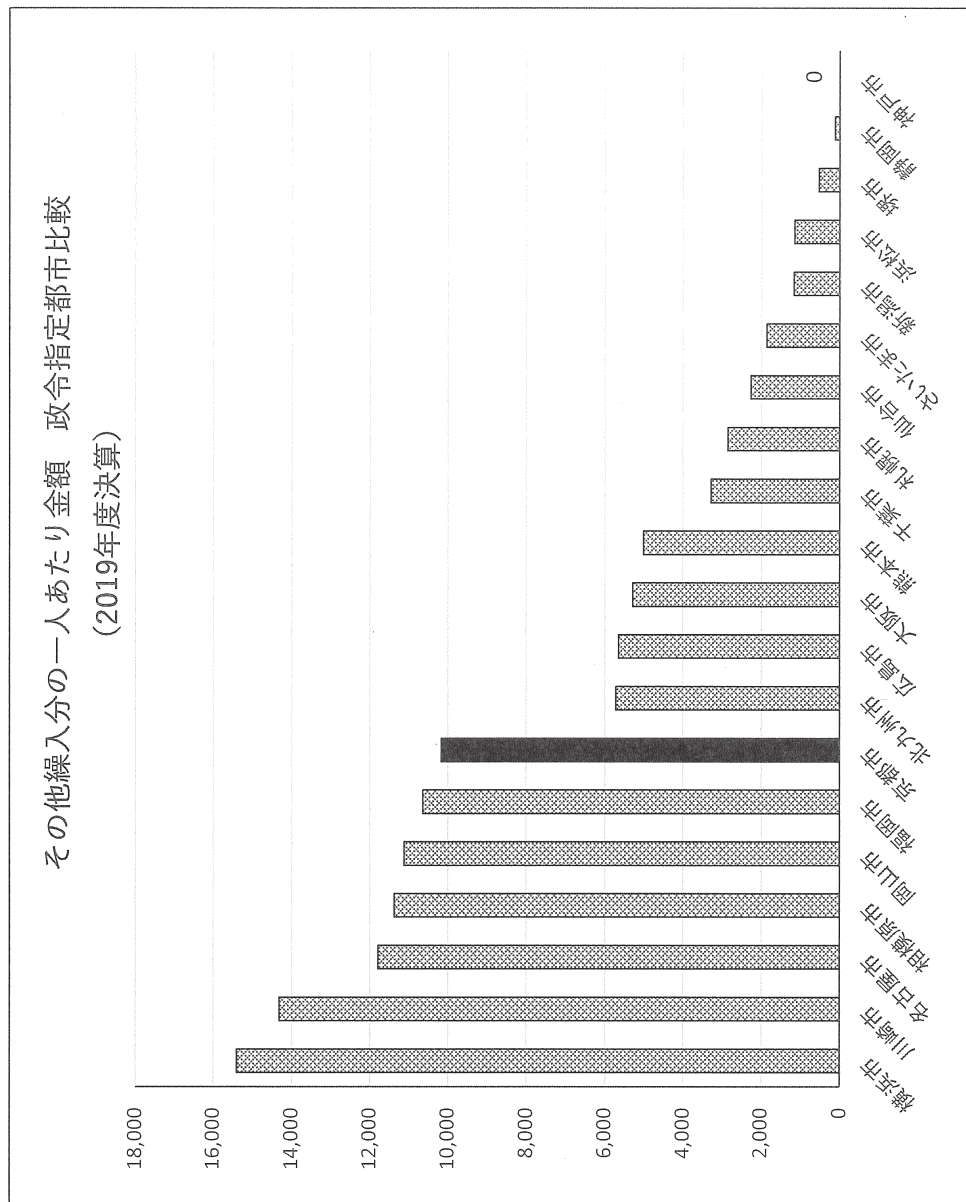
④ 「その他」…国の通知に基づかず、京都市独自の判断で、条例減免や保健事業、子ども・老人・障害者の一部負担金(窓口負担のこと)軽減分の補てんに充てられます。

3. 市の「行財政改革計画」では、国保について、「本市独自の財政支援のあり方について、見直しに向けた検討」と、今後の値上げを示唆しています。ここで、「本市の財政(一般会計)から約83億の支援を行っています」と言っている83億とは、上の2の「給付費等繰入」のことを指しています。しかし、ここで市自身が説明している通り、この83億には、地方交付税31億も含まれていますから、単純に言えば、市独自の努力は52億円ということになります。ちなみに市は「支援」と表現していますが、これは、市の、市民のいのちと健康を守る課題設定とその責任・役割を曖昧にする言い方ではないでしょうか。

4. 次ページの「政令指定都市における国保への一般会計繰入について」というグラフは、上の2の④の「その他」繰入額について見たもので、各都市の「独自努力」を比べています。

政令指定都市における国保への一般会計繰入について

(任意繰入とされている額のうち、国の根拠のない「その他繰入分」を抽出)



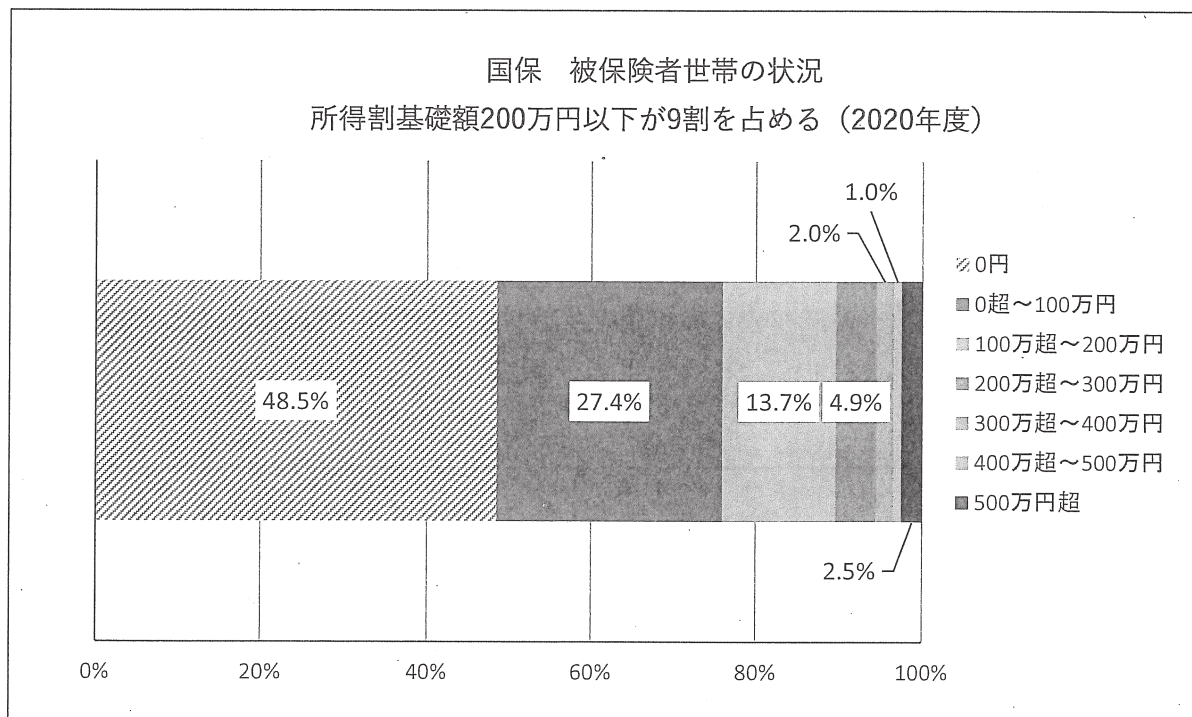
厚生労働省資料より作成

京都市国民健康保険世帯主職業別世帯数

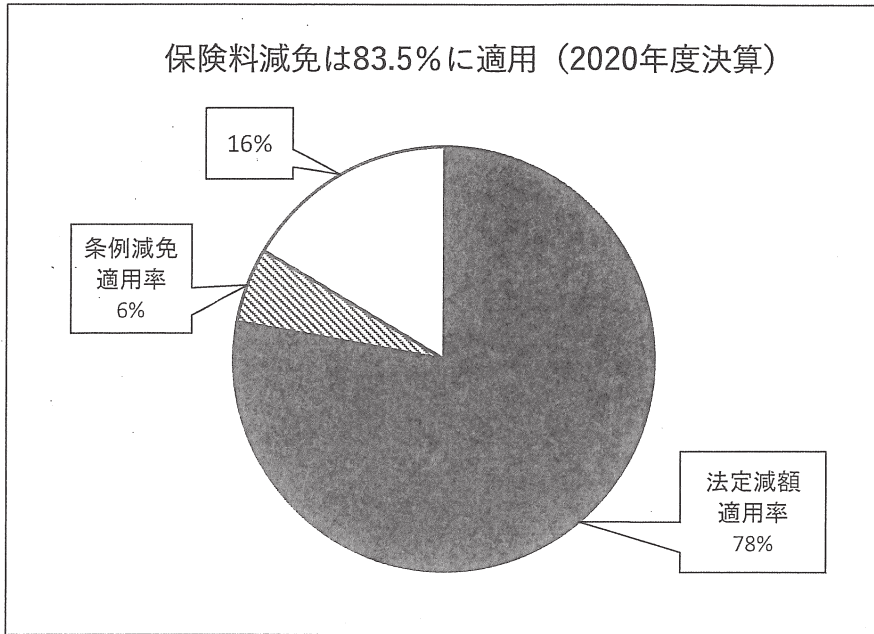
(単位：世帯)

総数	自営業	農業	その他の 職業(事業)	被用者	その他
184,240	23,817	102	466	64,348	95,507

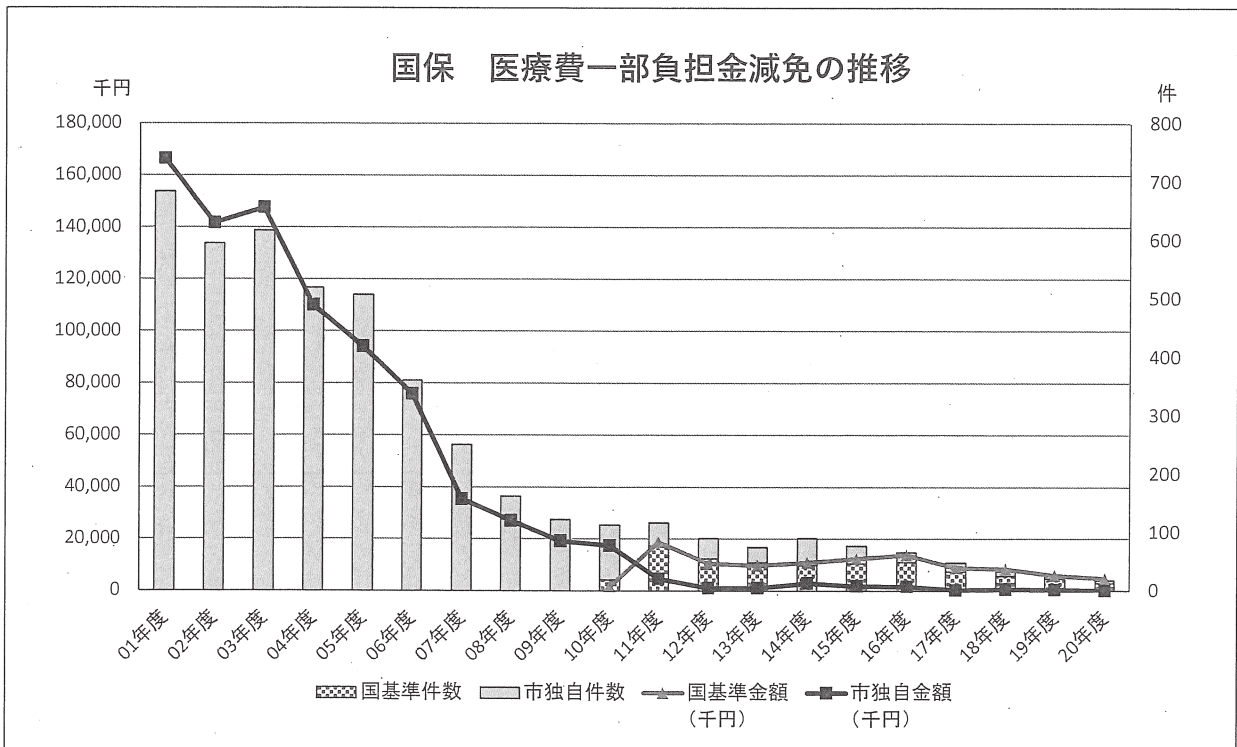
- ※ 令和2年度末数値。擬制世帯は、集計対象に含まない。
- ※ 「その他」は、無職及び年金収入等
- ※ 世帯主の職業は市民税データの所得種別より抽出



保健福祉局資料より作成



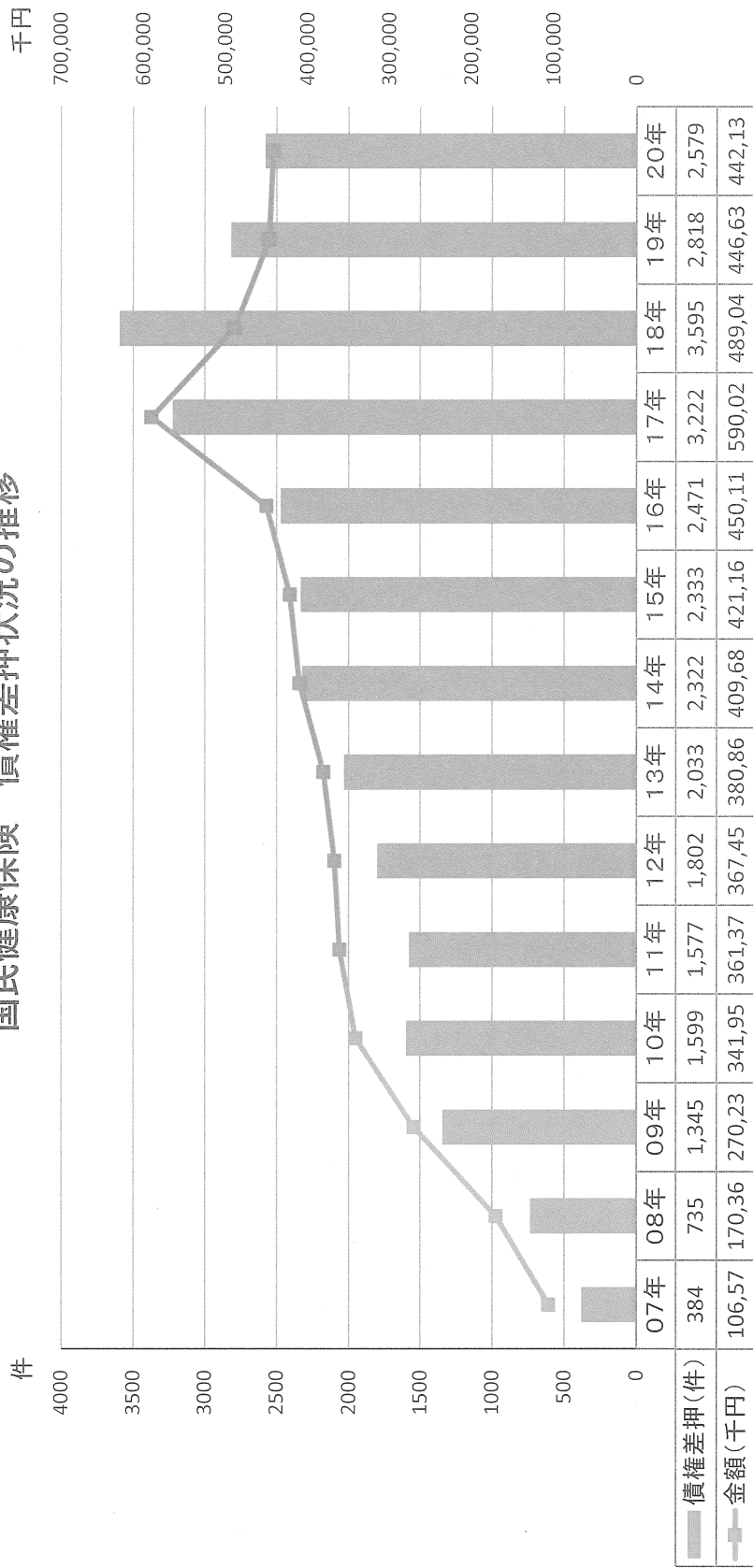
保健福祉局資料より作成



保健福祉局資料より作成

減免の適用数の激減のひとつの背景・要因として、議員団の、市民の皆さんからのご相談対応の経験上、「資産要件」が厳しくされたことも影響しているのではないかと思います。市の「取扱い」には、適用の可否の判断として、収入基準は生活保護基準の1. 5倍を基準とする等と書かれていますが、資産要件は、市が「書類から市が認定」とだけしか書かれておらず、判断基準は公表されていません。今後、明らかにするよう求めていく予定です。

国民健康保険 債権差押状況の推移



各年保健福祉局資料より作成

国民健康保険料徴収における学資保険の差押状況

保健福祉局資料より作成

行政区	平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度	
	差押件数	差押金額	差押件数	差押金額	差押件数	差押金額	差押件数	差押金額	差押件数	差押金額
北	2	215,561	2	361,830	4	808,923	0	0	1	639,262
上京	0	0	0	0	1	35,230	0	0	0	0
左京	1	838,542	1	255,740	3	527,468	2	757,866	3	837,775
中京	4	1,209,693	3	2,217,110	0	0	0	0	1	650,100
東山	1	158,831	2	250,935	0	0	1	344,520	0	0
山科	0	0	0	0	1	340,600	3	1,066,680	2	172,657
下京	0	0	0	0	0	0	0	0	3	610,156
南	0	0	5	1,720,113	2	617,244	3	480,398	0	0
右京	0	0	2	669,549	0	0	0	0	1	85,004
西京	1	437,665	0	0	0	0	0	0	0	0
洛西	0	0	0	0	0	0	4	638,430	2	486,437
伏見	0	0	0	0	1	7,215	0	0	0	0
深草	1	114,152	4	2,843,648	0	0	1	2,122,550	0	0
醍醐	0	0	1	384,320	0	0	0	0	0	0
京北	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	10	2,974,444	20	8,703,245	12	2,336,680	14	5,410,444	13	3,481,391
							1	98,520	4	1,094,807

国民健康保険における新型コロナウイルス感染症特例減免及び収入減少減免、
傷病手当金支給の適用状況

1 国民健康保険料の新型コロナウイルス感染症特例減免及び収入減少減免の適用状況
(行政区ごと、令和3年8月末累計)

	コロナ特例減免		収入減少減免	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
北区	307	48,163	528	49,980
上京区	195	30,132	277	26,189
左京区	429	75,689	361	37,335
中京区	505	90,954	371	29,711
東山区	283	42,749	173	15,415
山科区	528	82,182	648	58,638
下京区	559	88,004	251	17,077
南区	296	47,174	522	46,351
右京区	912	151,853	649	52,021
京北出張所	5	1,106	8	742
西京区	336	56,312	403	34,272
洛西支所	75	13,339	251	23,652
伏見区	493	82,223	714	66,442
深草支所	132	21,656	316	28,984
醍醐支所	199	30,503	275	21,908
全市計	5,254	862,039	5,747	508,717

※上記は令和3年度分保険料について減免申請受付を開始する令和3年6月から8月までの累計を示したものです。

※金額は医療分、後期支援分及び介護分の合算

※上記2種類の条例減免について、被保険者にとって、より有利な減免額を適用する(両制度を併用する場合は、集計上も両制度に計上する。)

2 国民健康保険における新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給状況

令和2年度

件数	金額(千円)
48	3,836

令和3年度(令和3年11月末時点)

件数	金額(千円)
74	4,005